

## 埼玉県工業用水道料金の口座振替による収納事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県工業用水道料金（以下「工業用水道料金」という。）の口座振替による収納手続について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、埼玉県工業用水道を利用している者のうち、口座振替による収納事務を取り扱う金融機関に預金口座を有し、工業用水道料金を口座振替の方法により納入することを希望する者で、かつ、当該金融機関の承諾を得た者（以下「納入者」という。）とする。

(取扱金融機関)

第3条 口座振替による収納事務を取り扱う金融機関は、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫及び株式会社東和銀行（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(指定預金口座)

第4条 口座振替による収納手続を行う口座は、納入者名義の当座預金口座又は普通預金口座のうち、納入者が指定した1口座（以下「指定預金口座」と言う。）とする。

(申込手続)

第5条 納入者は、口座振替依頼書（別記様式第1号。以下「依頼書」という。）及び口座振替納付届（埼玉県公営企業財務規程様式第33号。以下「納付届」という。）を取扱金融機関に提出し、承諾を得るものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により承諾した場合は、承諾に係る納付届に承諾印を押した上、納付届を納入者に返還するものとする。

3 埼玉県企業局水道企画課長（以下「収入徴収権者」という。）は、毎月5日までに納入者から提出された納付届について、原則として翌月から口座振替の収納手続ができるように事務処理を行うものとする。

(振替日)

第6条 振替日は、毎年1月及び5月については振替日を20日、3月及び10月については18日、その他の月については15日とする。ただし、振替日が国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日以後、最も近い取扱金融機関の営業日を振替日とする。

(納付手続)

第7条 口座振替による納付の方法は、口座振替納入通知書によるもの、又は口座振替納入通知情報によるものとし、そのいずれによるかは県と取扱金融機関が協議して定めるものとする。

一 口座振替納入通知書

イ 口座振替納入通知書の送付

収入徴収権者は、納付届に基づき、毎月必要な事項を記載した口座振替納入通知書（埼玉県公営企業財務規程様式第34号）を作成し、翌月最初の営業日までに取扱金融機関に送付する。

ロ 収納

取扱金融機関は、振替日に納入者の指定預金口座から口座振替納入通知

書記載の金額を引き落とし、工業用水道料金の収納を行う。収納後速やかに収納済通知書に出納済印を押印して埼玉県企業局財務課長（以下「企業出納員」と言う。）に送付する。

ハ 振替不能分の取扱い

取扱金融機関は、振替日において振替不能のものがあるときは、振替日の2営業日後までに振替不能の理由を記載した収納済通知書を企業出納員に送付する。

二 口座振替納入通知情報

イ 口座振替納入通知情報の送信

収入徴収権者は、納付届に基づき、毎月必要な事項を記録した口座振替納入通知情報を作成し、取扱金融機関の定める日までに、取扱金融機関に送信する。

ロ 収納

取扱金融機関は、振替日に納入者の指定預金口座から口座振替納入通知情報に記録されている金額を引き落とし、工業用水道料金の収納を行うとともに振替日の2営業日後までに収納済通知情報を企業出納員が確認できるようにする。

ハ 振替不能分の取扱い

取扱金融機関は、振替日に振替不能のものがあるときは、振替日の2営業日後までに振替不能の理由を表示した振替不能情報を企業出納員が確認できるようにする。

（口座振替収納通知書）

第8条 収入徴収権者は、口座振替納入通知情報による納入を確認したときは、当該納入者に対して、工業用水道料金口座振替収納通知書（別記様式第2号）を送付する。

（口座振替の解除）

第9条 納入者が口座振替契約を解除する場合は、口座振替解除届（別記様式第3号）を取扱金融機関に提出する。

2 取扱金融機関は、納入者から口座振替解除届を受理したときは、口座振替解除通知書（別記様式第4号）により速やかに収入徴収権者に通知する。

（取扱手数料）

第10条 取扱手数料は、別に定めるものとする。

2 取扱金融機関は、毎会計年度終了後当該会計年度内に振替処理を行ったものについて、口座振替納付取扱手数料計算書を2部（別記様式第5号）及び口座振替納付取扱手数料請求書（別記様式第6号）を1部作成し、毎年4月10日までに収入徴収権者に請求する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日以降に納期の到来する工業用水道料金の収納事務から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。